

物質名	管理濃度	日本産業衛生学会		ACGIH		IARC	アメリカ(OSHA)	管理濃度等検討会における検討状況
		許容濃度	発がん分類	TLV-TWA	発がん分類			
三酸化ニアンチモン	Sbとして0.1mg/m ³	Sbとして0.1mg/m ³ (2013)	2B	0.5mg/m ³ (1979)	A2(三酸化ニアンチモン製造現場)	2B	Sbとして0.5mg/m ³	
インジウム及びその化合物	未設定		2A	Inとして0.1mg/m ³ (1990)		2A		管理濃度等検討会報告書(2012年3月16日) ACGIHは0.1mg/m ³ を勧告し、日本産業衛生学会は許容濃度を設定していない。ACGIHのTLV-TWAは1969年の値であること、日本産業衛生学会の許容濃度は設定されていないこと、さらに、今後、特定化学物質障害予防規則において作業環境測定結果に応じた防護係数を有する呼吸用保護具を使用することが予定されていることから、管理濃度は、当面定めないことが適当である。
カドミウム及びその化合物	Cdとして0.05mg/m ³	Cdとして0.05mg/m ³ (1976)	1	Cdとして0.01mg/m ³ (総粉塵に対して)0.002mg/m ³ (レスピラブル粒子に対して)(1990)	A2	1	Cdとして0.005mg/m ³	管理濃度等検討会報告書(2004年8月9日) ACGIHが検討した論文において現在の0.05 mg/m ³ で問題があるという根拠がないため、管理濃度は現行のまますることが適当である。
クロム酸及びその塩	Crとして0.05mg/m ³	Crとして0.05mg/m ³ (6価クロム化合物) 0.01mg/m ³ (ある種の6価クロム化合物)(1989)	ある種の6価クロム化合物のみ1	Crとして0.05mg/m ³ (水溶性化合物(VI))(1991) 0.01mg/m ³ (不溶性化合物(VI))(1991) 0.01mg/m ³ (クロム酸亜鉛)(1992) 0.001mg/m ³ (クロム酸カルシウム)(1988) 0.0005mg/m ³ (クロム酸ストロンチウム)(1989) 0.012mg/m ³ (クロム酸鉛)(1990)	A1(水溶性化合物(VI)、不溶性化合物(VI)、クロム酸亜鉛) A2(クロム酸カルシウム、クロム酸ストロンチウム、クロム酸鉛) skin(クロム酸t-ブチル)	1(クロム酸亜鉛、クロム酸ストロンチウム) 2A(クロム酸鉛)	CrとしてC0.1mg/m ³ (クロム酸亜鉛) 0.005mg/m ³ (水溶性化合物(IV)、不溶性化合物(IV)、クロム酸亜鉛、クロム酸ストロンチウム)	管理濃度等検討会報告書(2004年8月9日) 産衛学会及びACGIHは、3価クロム、6価クロム等を対象としているが、中でも6価クロムを中心に考慮する必要がある。新しいデータもなく、0.05mg/m ³ であれば問題は生じないと考えられるため、管理濃度は現行のまますることが適当である。
五酸化バナジウム	Vとして0.03mg/m ³	0.05mg/m ³ (2003)	2B	0.05mg/m ³ (インハラブル粒子に対して)(2008)	A3	2B	C0.5mg/m ³ (レスピラブル粒子に対して) C0.1mg/m ³ (ヒュームに対して)	管理濃度等検討会における検討結果(2007年8月8日) バナジウムの許容濃度に関して、日本産業衛生学会においてヒュームは0.1mg/m ³ 、粉じんは0.5mg/m ³ であったものが、03年に五酸化バナジウムとして0.05mg/m ³ に変更になった。現行の管理濃度はバナジウムとして0.03mg/m ³ であり、換算すれば同じ値となるので、今回の検討対象から削除した。
コバルト及びその無機化合物	Coとして0.02mg/m ³	Coとして0.05mg/m ³ (1992)	2B	Coとして0.02mg/m ³ (1993)			金属コバルト(炭化タンゲステンとの合金を除く)及びコバルト化合物については2B コバルトと炭化タンゲステンとの合金については2A	管理濃度等検討会報告書(2012年3月16日) ACGIHはコバルトとして0.05mg/m ³ を勧告し、日本産業衛生学会はコバルトとして0.02mg/m ³ を勧告している。管理濃度は、0.02mg/m ³ することが適当である。
重クロム酸及びその塩	Crとして0.05mg/m ³	Crとして0.05mg/m ³ (6価クロム化合物) 0.01mg/m ³ (ある種の6価クロム化合物)(1989)	ある種の6価クロム化合物のみ1	Crとして0.05mg/m ³ (水溶性化合物(VI))(1991) 0.01mg/m ³ (不溶性化合物(VI))(1991)	A1	1	Crとして0.005mg/m ³	管理濃度等検討会報告書(2004年8月9日) 産衛学会及びACGIHは、3価クロム、6価クロム等を対象としているが、中でも6価クロムを中心に考慮する必要がある。新しいデータもなく、0.05mg/m ³ であれば問題は生じないと考えられるため、管理濃度は現行のまますることが適当である。
水銀及びその無機化合物(硫化水銀を除く。)	Hgとして0.025mg/m ³	0.025mg/m ³ (水銀蒸気)(1998)		Hgとして0.025mg/m ³ (1991)	skin,A4	3	HgとしてC0.1mg/m ³	管理濃度等検討会報告書(2004年8月9日) 産業衛生学会及びACGIHは、ともにHgとして、0.025mg/m ³ を勧告しており、その理由は妥当と考えられるので、管理濃度はHgとして0.025mg/m ³ に引き下げることが適当である。

鉛及びその化合物	Pbとして 0.05mg/m ³	Pbとして 0.03mg/m ³ (2016暫定)	2B	Pbとして 0.05mg/m ³ (1991)	A3	鉛(無機)は2A、有機鉛は3	Pbとして 0.05mg/m ³	管理濃度等検討会報告書(2004年8月9日) 鉛は、吸入以外に経口でのばく露も考えられ、ばく露のリスクが高いことから、できるだけ低く管理することとし、管理濃度はPbとして0.05mg/m ³ に引き下げることが適当である。
ニッケル化合物 (ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る)	Niとして 0.1mg/m ³	ニッケル化合物、 水溶性0.01mg/m ³ (インハラブル粒子に対して) ニッケル化合物、 水溶性でないもの 0.1mg/m ³ (2011)		Niとして 可溶性ニッケル0.1mg/m ³ (インハラブル粒子に対して) 不溶性ニッケル0.2mg/m ³ (インハラブル粒子に対して) 亜硫化ニッケル0.1mg/m ³ (インハラブル粒子に対して) (1996)	A1(不溶性ニッケル、亜硫化ニッケル) A4(可溶性ニッケル)	Niとして 可溶性ニッケル1 mg/m ³ 不溶性ニッケル 1mg/m ³		管理濃度等検討会報告書 (2008年10月27日) 産衛学会は許容濃度として1mg/m ³ を勧告し、ACGIHは吸入性ニッケル粒子状物質のばく露限界値として、可溶性ニッケル化合物0.1mg/m ³ 、不溶性ニッケル化合物0.2mg/m ³ 、亜硫化ニッケル0.1mg/m ³ を勧告したところである。吸入性ニッケル粒子の測定手法は十分に確立していないため、測定は当面オープンフェースによる捕集とし、ACGIHのばく露限界値、管理濃度の1/10まで測定が可能性等を考慮して、管理濃度は0.1mg/m ³ とすることが適当である。 管理濃度等検討会報告書(2011年5月23日) ACGIHは、ばく露限界値として、ニッケルとして可溶性ニッケル0. 1mg/m ³ 、不溶性ニッケル0. 2mg/m ³ 、亜硫化ニッケル0. 1mg/m ³ (インハラブル粒子として)を勧告している。日本産業衛生学会は、許容濃度として水溶性0. 01mg/m ³ 、水溶性でないもの0. 1mg/m ³ を提案している。 日本産業衛生学会においては、平成23年5月開催の第84回日本産業衛生学会にて、「吸入性粒子」を外して、再度、暫定値として提案されたところである。 管理濃度の改正は、平成22年度管理濃度等検討会では決定しないこととする。 管理濃度検討会(2013年6月28日・2014年2月13日) 平成25 年度第1回検討会(2013年6月28日)において、管理濃度は数値ではなく下記の式で示すことで概ね合意が得られていた。しかしながら、「水溶性ニッケル」の定義や測定方法について課題があるため、第2回検討会(2014年2月13日)でこれについて検討したが、結論には至らず、引き続き検討することとなった。 $M=0.1/(0.09N+1)$ (M:管理濃度(mg/m ³)、N:水溶性ニッケル含有率(%)) 管理濃度等検討会(2014年7月4日) 事務局より次のとおり提案を行い、委員の了解が得られた。 ○ニッケル化合物の管理濃度等については、平成25 年度第1回検討会からの継続案件となっており、これまでの議論において、管理濃度を計算式で表す方法等が提案されたが、いずれについても問題点が指摘されている。このため、さらなる知見の収集、必要な調査等を行うこととし、管理濃度を改正する考え方について関係者の合意が得られるまでは、ニッケル化合物の管理濃度は現状どおりとする。
砒素及びその化合物(アルシン及び砒化ガリウムを除く。)	Asとして 0.003mg/m ³	3 μ g/m ³ (過剰発がん生涯リスクレベル10-3) 0.3 μ mg/m ³ (10-4) (2000)	1	Asとして 0.01mg/m ³ (1990)	A1	1	Asとして 有機化合物 0.5mg/m ³ 無機化合物 0.01mg/m ³	管理濃度等検討会報告書 (2008年10月27日) 産衛学会は、過剰死亡リスク10-3に対応する評価値として、砒素として3 μ g/m ³ 、10-4に対応する評価値として、砒素として0.3 μ g/m ³ を勧告し、ACGIHはばく露限界値として、砒素として0.01mg/m ³ を勧告したところである。産衛学会の提案理由は妥当であり、管理濃度の1/10まで測定が可能であるので、管理濃度は0.003mg/m ³ とすることが適当である。

ベリリウム及びその化合物	Beとして 0.001mg/m ³	Beとして 0.002mg/m ³ (1963)	1(暫定)	Beとして 0.00005mg/m ³ (インハラブル粒子に対して) (2008)	A1	1	Beとして 0.002mg/m ³
マンガン及びその化合物(塩基性酸化マンガンを除く。)	Mnとして 0.2mg/m ³	Mnとして 0.2mg/m ³ (2008)		Mnとして 0.1mg/m ³ (インハラブル粒子に対して) 0.02mg/m ³ (レスピラブル粒子に対して) (2012)	A4		Mnとして C5mg/m ³